様式第２号（第３条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

木曽岬町長　　　　　　　印

固定資産税課税免除決定（却下）通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度分の課税免除について、木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例第４条の規定により決定したので、下記のとおり通知します。

記

１　課税免除の決定又は却下の区分

　　　決定　・　却下

２　課税免除の対象となる物件

　Ａ　家屋

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在 | | 家屋番号 | 床面積 | 左記のうち対象施設の用に供する部分の面積 |
| 大字 | 地番 |
|  |  |  | ㎡ | ㎡ |

　Ｂ　償却資産

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 備　　考 |
|  |  |

Ｃ　土地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　在 | | 地　積 | 左記のうち課税免除の対象となる面積 |
| 大字 | 地番 |
|  |  | ㎡ | ㎡ |

３　却下の理由

注　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、木曽岬町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、木曽岬町を被告として（訴訟において木曽岬町を代表する者は、木曽岬町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。